

2013年(平成25年)6月20日

木曜日

第2山梨

ジャンボ渡辺の学 富士山

カンボジアで開かれているユネスコの第37回世界遺産委員会で、富士山が世界文化遺産に登録されることが確実視されています。

地元では、多くの観光客が富士山周辺を訪れるなどで経済的波及効果が期待され、盛大な祝賀行事も各地で準備されています。

一方、山梨、静岡両県が検討してきた入山料の試験的導入も固まり、協力金として「千円程度」徴収する方向で話が進んでいます。入山料の導入で、今後の安全管理や環境保全への問題が一気に解決したような雰囲気になっていました。だが本当に、そんな安易

海外の世界遺産と決定的違い



渡辺豊博さん

一元管理の責任者不明確

「録」になるケースではないかと考えています。だからこそ、日本文化に根付いた、富士山への信仰や富士山の偉大さ、国際的な認知度を最大限

なことで済むのでしょうか。皆さんは、文化庁から公表された富士山に関するイコモスの評価結果と勧告概要をござりでしようか。「三保松原

を除き、富士山を世界遺産一

覧表に記載すること」や、「精神性と芸術的関連性を反映させた資産名称に変更するよう

求められました。昨年末のイ

コモスからの追加情報の要請

松原は除外せず、名称は変え

ると回答しています。

ここまで厳しい条件が付け

られました。一般的には「登録

延期」、最悪の場合は「不登

りません。後策定される管理計画を全体的に取り仕切り、事故や災害などの場合、一括的・迅速に対応・処理できる「責任者」が不明確になっている事実です。今回は文化遺産ですから当然に「文化庁」が管理の責任を負うことになります。だが、管理範囲は山梨、静岡両県に及び、約7万haという広範囲なものです。現実的に文

化庁は管理を担当するのでしょうか。すでに両県に責任転嫁しているのではないでしょう。

さらに、最も重要な勧告内容を紹介します。

（3年後の）第40回世界

遺産委員会において審査されよう、締約国に対して2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するように勧告す

る。報告書には、文化的景観のアプローチを反映した資産

略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理計画に関する進展状況を提示するとともに、管理計画の全体的改定

をも含めるように勧告する

。これは、「包括的保存管理計

画」と呼ばれ、海外の世界遺産

地区と比べても常識的で、世界標準の指摘です。だが、現実

として、海外との決定的な違

いがあります。一元管理を進め

るための国家的な仕組みや

「富士山基金」の創設など、

国家的な観点から、大胆な施

策の展開が必要とされている

のではないでしょうか。

（わたなべ・とよひろ）

都留文科大教授